

大綱の策定について

1 大綱について

県の教育や学術、文化振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針であり、国の教育振興基本計画に定める方針を参酌して、知事が策定する。大綱の策定又は変更にあたっては、総合教育会議で協議する。

2 大綱の策定スケジュール

- ・ 第 1 回総合教育会議（平成 27 年 5 月） 方向性の確認
- ・ 第 2 回総合教育会議（平成 27 年 11 月） 素案の協議
- ・ 第 3 回総合教育会議（平成 28 年 2 月） 原案の協議

〔参考〕関連する計画の策定スケジュール等

次期プラン

計画期間...平成 28 年度～平成 32 年度

策定時期...平成 27 年度中に策定

次期栃木県教育振興基本計画

計画期間...平成 28 年度～平成 32 年度

策定時期...平成 27 年度中に策定